

佐賀県規則第34号

佐賀県果樹試験場管理規則の一部を改正する規則

佐賀県果樹試験場管理規則（昭和37年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副場長は、場長を補佐して場務を整理し、<u>場長不在のときはその職務を代行する。</u></p> <p>5 <u>副場長は、前項の規定による職務を代行した場合において、必要と認められる事項については、場長の後閲を受けなければならない。</u></p> <p>6・7 略 (職務の代行)</p> <p>第5条 場長及び副場長ともに事故があるときは、<u>場長が指定した係長</u>がその職務を代行する。</p> <p>(場長の専決事項)</p> <p>第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。</p> <p>(1) <u>配当予算の範囲内における物品の購入、修繕及び売却に関すること。</u></p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) <u>会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p>	<p><u>(職務)</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 副場長は、場長を補佐して場務を整理する。</p> <p>5・6 略 (職務の代行)</p> <p>第5条 場長が不在のときは、<u>副場長</u>がその職務を代行する。</p> <p>2 <u>前項の規定により代行した事項について、必要があると認められるものは、速やかに、場長の後閲を受けなければならない。</u></p> <p>(場長の専決事項)</p> <p>第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>会計年度任用職員の給料月額及び報酬額の決定並びに諸願処理に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(10) 略</p> <p>(11) <u>技術員の養成に関すること。</u></p> <p>(12) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。